

須賀川市第3次地域福祉計画

みんなで作る 地域共生社会 すかがわ



須賀川市

「みんなでつくる 地域共生社会 すかがわ」 を目指して



このたび、須賀川市地域福祉計画策定委員会において十分にご審議を賜りまして、須賀川市第3次地域福祉計画を策定いたしました。本計画は、2019年度から5年間を期間としており、須賀川市第8次総合計画の基本理念に基づいた健康福祉分野の総合計画であります。

近年、住民や地域が抱える地域福祉の課題は、核家族・単身世帯や孤立・孤独化する高齢者の増加、社会・経済の構造変化による地域コミュニティの希薄化、更にはひきこもりや社会的に孤立し生活困窮に陥る家庭の増加など、介護や障がい、子育て、生活困窮などさまざまな分野が絡み合い、ますます複合化・複雑化しております。また、複合的な支援が必要な世帯や、公的支援制度の受給要件を満たさない、いわゆる制度の狭間の問題を抱える世帯への対応も迫られております。

本計画は、このような地域福祉の課題を解決していくため、多機関の協働による包括的相談支援体制を構築し、福祉相談窓口の一本化を図っていくこと、また、地域福祉の課題を「他人事」ではなく、「我が事」と考え、地域の皆様が互いに支え合うことで、課題解決に向けた地域力を強化する施策を推進することを柱としております。

本計画の基本理念である「みんなでつくる 地域共生社会 すかがわ」には、地域のすべての住民が、一人ひとりの暮らしや生きがいをともに創っていく地域社会を目指す意志が込められております。本計画が実効性の高いものとなるよう、皆様とともに取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、須賀川市地域福祉計画策定委員会をはじめ、相談支援事業所部門検討会や市内10か所で実施いたしました地域懇談会にて、貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に心より御礼申し上げます。

2019年3月

須賀川市長 橋本克也

目 次

第1章 計画策定の概要

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 4 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 5 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第2章 地域福祉の現状と課題

- 1 人口の推移と目標人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 2 高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉等の現状と課題・・・・・・・・12
- 3 自治会・ボランティア活動等の現状と課題・・・・・・・・19
- 4 地域福祉施策の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 5 今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

第3章 目指すべき地域福祉

- 1 計画の基本理念と基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
- 2 計画の施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
- 3 地域共生社会に向けた福祉施策の取り組み・・・・・・・・・・39

第4章 人をつなぐ地域をつなぐまちづくり・・・・・・・・・・49

第5章 笑顔で健やかに暮らせるまちづくり・・・・・・・・・・55

第6章 安全に安心して暮らせるまちづくり・・・・・・・・・・85

第7章 地域福祉推進のための仕組みづくり（須賀川版仕組みづくり）

- 1 日常生活圏域の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
- 2 地域資源の有効活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・111
- 3 地域福祉を推進するための仕組みづくり・・・・・・・・・・115
- 4 個別計画と地域福祉計画の調和と総合的な福祉の推進・・・・・・・・116
- 5 計画の進行管理と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116

資料編1 「須賀川市地域福祉計画アンケート調査結果報告書」・・・・・・・・117

資料編2 「須賀川市第3次地域福祉計画策定の推移」・・・・・・・・・・203

第1章 計画策定の概要

- 1 計画策定の背景
- 2 計画策定の目的
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画期間
- 5 計画の策定体制



第1回須賀川市第3次地域福祉計画策定委員会

期日 平成30年6月27日(水) 会場 市役所4階大会議室D

委員：市囑託員親交会会長・市婦人会連絡協議会会長・市社会福祉協議会会長・市民生児童委員協議会会長・市手をつなぐ親の会会長・市老人クラブ連合会会長・すかがわ介護支援専門員協議会会長・Kokoyori 代表（子育て支援関係）・公募委員

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景

近年、少子高齢化のさらなる進行、核家族や単身世帯、高齢者の一人暮らしの増加、近所付き合いの希薄化、自治会加入率の低下、ひきこもりや8050問題(P77参照)、ダブルケアなど複合化・複雑化した課題の顕在化、非正規雇用の増加や若年層の雇用情勢の悪化など、社会情勢は急激に変化し、地域で支え合う仕組みの弱体化などが大きな課題となっています。

こうした課題を解決するため、国においては、2015（H27）年9月に新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンを策定し、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、2018（H30）年4月には社会福祉法を改正するなど、地域共生社会の実現に向けた取組を推進しています。

本市においても、これら国の動向を踏まえ、積極的に地域福祉の向上を図るとともに、複合化・複雑化した課題の解決のための施策や地域の課題を地域で解決する仕組みづくりを構築する地域力強化推進事業などを積極的に展開していきます。

2018（H30）年4月に改正された社会福祉法については、下記のとおりです。アンダーラインが今回改正された箇所となります。

社会福祉法の改正（その1）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

社会福祉法の改正（その2）

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、
地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的
な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する
施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域子育て支援拠点事業等を営業者の責務）

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営業者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を
 行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当
 該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必
 要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を
 求めるよう努めなければならない。

1 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定
する支援を行う事業

2 母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センターを営業者

3 介護保険法第一百五條の四十五第二項第一号に掲げる事業

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七條第一項第三号に掲げる事業

5 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九條第一号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推
 進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるも
 のとする。

2 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠
点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

3 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じ
て、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

4 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活
課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

5 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

社会福祉法の改正（その3）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

（1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

（2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

（3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

（4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（5）前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

主な改正点は、市町村による地域住民と行政などとの協働による包括的支援体制を構築していくこと、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化などとなっています。また、同時に介護保険法や障害者総合支援法なども改正されており、高齢者と障がい（児）者が同一事業者のサービスを受けやすくするために、介護保険と障がい福祉制度に新たな共生型サービスの提供などについて盛り込まれています。

2 計画策定の目的

本市では、2008（H20）年に「みんなのしあわせが実感できるまち」を基本理念とする「第1次地域福祉計画」を、2014（H26）年に「地域でともに支え助け合いながら、自分らしく生活できるまち」を基本理念とする「第2次地域福祉計画」を策定し、地域の特性や実情を踏まえながら、多くの市民や団体が主体的に福祉活動に取り組み、ともに支え合い助け合う地域社会を基盤とした地域福祉を、総合的かつ計画的に進めていくことを目指し各種施策の推進に取り組んできました。

第3次地域福祉計画については、この間の社会情勢の変化や国の動向を踏まえ、多くの市民や団体が主体的に福祉活動に取り組み、ともに支え合い助け合う地域共生社会を実現するため、総合的かつ計画的に進めていくことを目指し策定しました。

3 計画の位置付け

(1) 須賀川市総合計画との関係

本計画は、本市のまちづくりの指針である須賀川市第8次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン2018」を上位計画として位置づけ、第8次総合計画の基本理念に基づいた健康福祉分野における総合計画です。

(2) 福祉分野の個別計画との関係

本市の健康福祉分野に関する計画には、障がい者福祉分野の「須賀川市障がい者計画」と「須賀川市障がい福祉計画」、児童福祉分野の「須賀川市子ども・子育て支援事業計画」、高齢者福祉分野の「須賀川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、健康福祉分野の「須賀川市健康増進計画」があります。

第1次および第2次地域福祉計画においては、これらの個別計画が持つそれぞれの専門的な考え方や施策を、総合的かつ横断的につなぐ計画として位置付けられていましたが、2018（H30）年4月の社会福祉法の改正により、これらの福祉に関し共通して取り組むべき事項を定めることとなり、個別計画の上位計画として位置付けました。

4 計画期間

計画期間は2019（H31）年から2023年までの5年間とします。

計画期間においては、計画の進捗状況や成果をPDCAサイクル（※1）により検証していきます。

また、各個別計画との計画期間の整合性を図るため、今後の各計画の計画期間は以下のとおりとします。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画の計画期間が3年間、障がい者計画が6年間、障がい福祉計画が3年間としていることから、今後策定する福祉関係の計画については、6年間を計画期間の基本として策定することとします。今後調整が必要となる計画は、第3次障がい福祉計画（3年間延長）となります。2024年度当初が各計画の統一された始期となります。

※1 PDCA サイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字で、計画を策定する際には、実行や評価、評価をもとにした改善にかかるまで、一連のサイクルを意識して策定すること。

第1章 計画策定の概要

計画期間の整合性を図ることにより、各計画の基本的事項の統一や施策の共通理解、策定委員会などの検討組織の構成員の負担軽減などを旨とするとともに、計画策定に関する事務などの効率化を図ります。

なお、子ども・子育て支援事業計画および健康増進計画については、法律などで計画期間が規定されているため福祉に関する各計画との計画期間のずれを修正することはできませんが、上位計画である総合計画及び地域福祉計画の基本理念や施策体系に基づく計画内容としていきます。

年度	平成30 2018	平成31 2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
総合計画	第8次計画（5年間）					第9次計画（5年間）					第10次計画	
地域福祉計画	2次	第3次計画（5年間）					第4次計画（6年間）					
高齢者福祉計画	第8次計画（3年間）			第9次計画（3年間）			第10次計画（3年間）			第11次計画（3年間）		
介護保険事業計画	第7期計画（3年間）			第8期計画（3年間）			第9期計画（3年間）			第10期計画（3年間）		
障がい者計画	第3次計画（6年間）を3年間延長					第4次計画（6年間）						
障がい福祉計画	第5期計画（3年間）			第6期計画（3年間）			第7期計画（3年間）			第8期計画（3年間）		
子ども・子育て支援事業計画	第1次計画		第2次計画（5年間）					第3次計画（5年間）				
健康増進計画	第1次計画（10年間）を2年間延長					第2次計画（10年間）						

5 計画の策定体制

(1) 須賀川市地域福祉計画策定委員会（外部検討組織）

地域福祉やまちづくりに広く関わる有識者及び市民公募委員の計9名で構成する、地域福祉計画策定のための付属機関です。

様々な観点から、計画（案）を検討しました。

(2) 須賀川市第3次地域福祉計画策定庁内検討委員会

地域福祉に関係する庁内の部長及び課長をメンバーとした組織として、全庁的な観点から検討しました。

(3) 須賀川市第3次地域福祉計画策定庁内担当者検討会

地域福祉に関係する庁内の係長をメンバーとした組織として、より実務的な面について検討しました。

(4) 須賀川市第3次地域福祉計画策定相談支援事業所部門検討会

相談支援窓口業務を実践している、生活困窮者を対象とする自立支援相談窓口、障がい者を対象とする相談支援事業所、高齢者を対象とする地域包括支援センター、子育て中の親子を対象とする子育て支援センターの担当者により、今後の相談支援窓口のあり方などについて、より具体的に検討をしました。

(5) 地域福祉計画に関する市民意識アンケート調査の実施

計画策定にあたり、市民の方々の率直な考えを計画に反映するために、18歳以上の市民から無作為抽出した2,000人を対象に市民意識アンケート調査を実施し、その調査結果を計画策定の基礎資料としています。

(6) 地域懇談会の開催

地域福祉に関する考え方やまちづくりについて、広く市民の皆さんの意見をうかがうため、町内会（区）長、民生・児童委員などとの地域懇談会を開催しました。

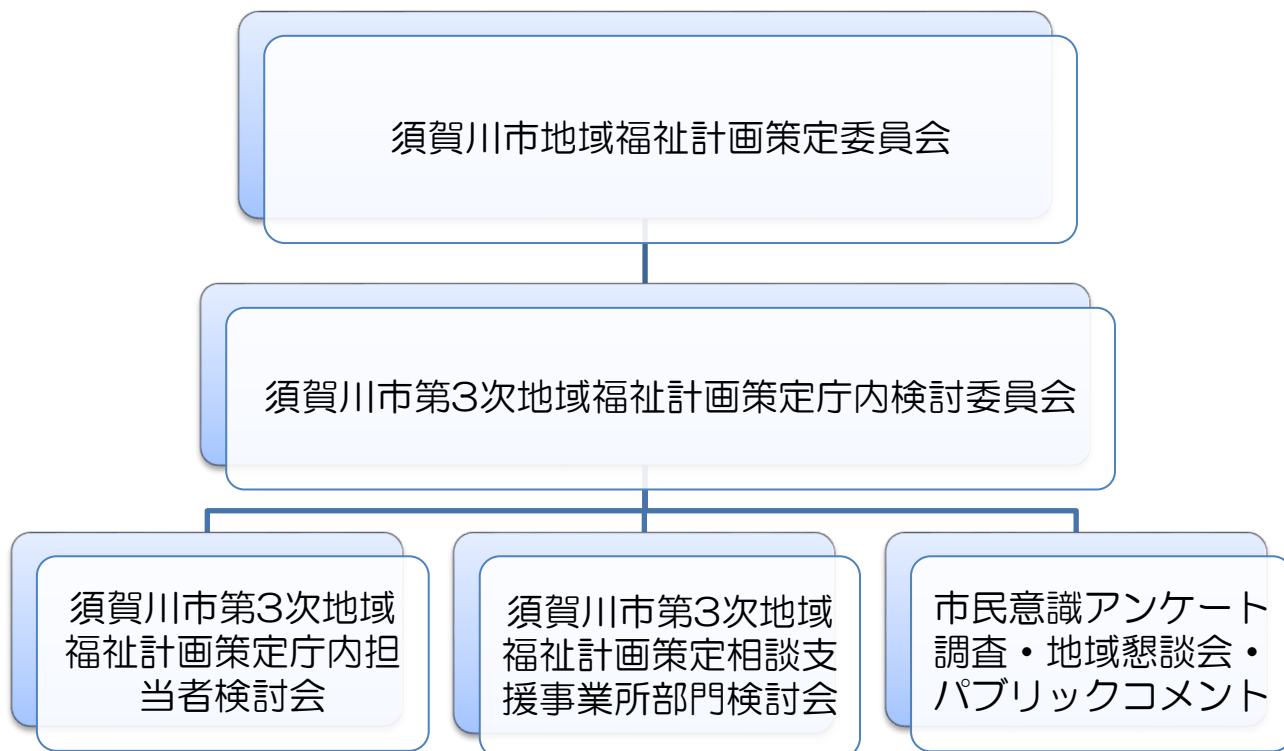
開催にあたっては、現在高齢者を対象とした地域包括システムで実施している「地域支え合い推進会議」と併せて実施することで参加者の負担軽減を図りました。

(7) パブリックコメントの実施

より多くの市民の意見を計画に反映させるため、市ホームページおよび市内公民館などの公共施設において、パブリックコメントを実施しました。

計画案に対する意見はありませんでしたが、本計画の遂行には、行政のみならず、地域や市民の皆さんの協力が不可欠なため、理解と参加を求め周知を図っていきます。

須賀川市第3次地域福祉計画策定体制図



第2章 地域福祉の現状と課題

- 1 人口の推移と目標人口
- 2 高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉等の現状と課題
- 3 自治会・ボランティア活動等の現状と課題
- 4 地域福祉施策の進捗状況
- 5 今後の課題



地域懇談会（地域支え合い推進会議） 大東地区

開催日 平成30年8月7日（火）

参加者 20名

（区長、民生・児童委員、老人クラブ関係等の皆さん）

皆さんから出された課題

- ・買い物や通院のための交通手段が無い。
- ・話し相手がない、など。

地域懇談会（地域支え合い推進会議） 中央地区

開催日 平成30年8月10日（金）

参加者 47名

（町内会長、民生・児童委員、老人クラブ関係等の皆さん）

皆さんから出された課題

- ・買い物や通院のための交通手段が無い。
- ・雪かきが大変、など。



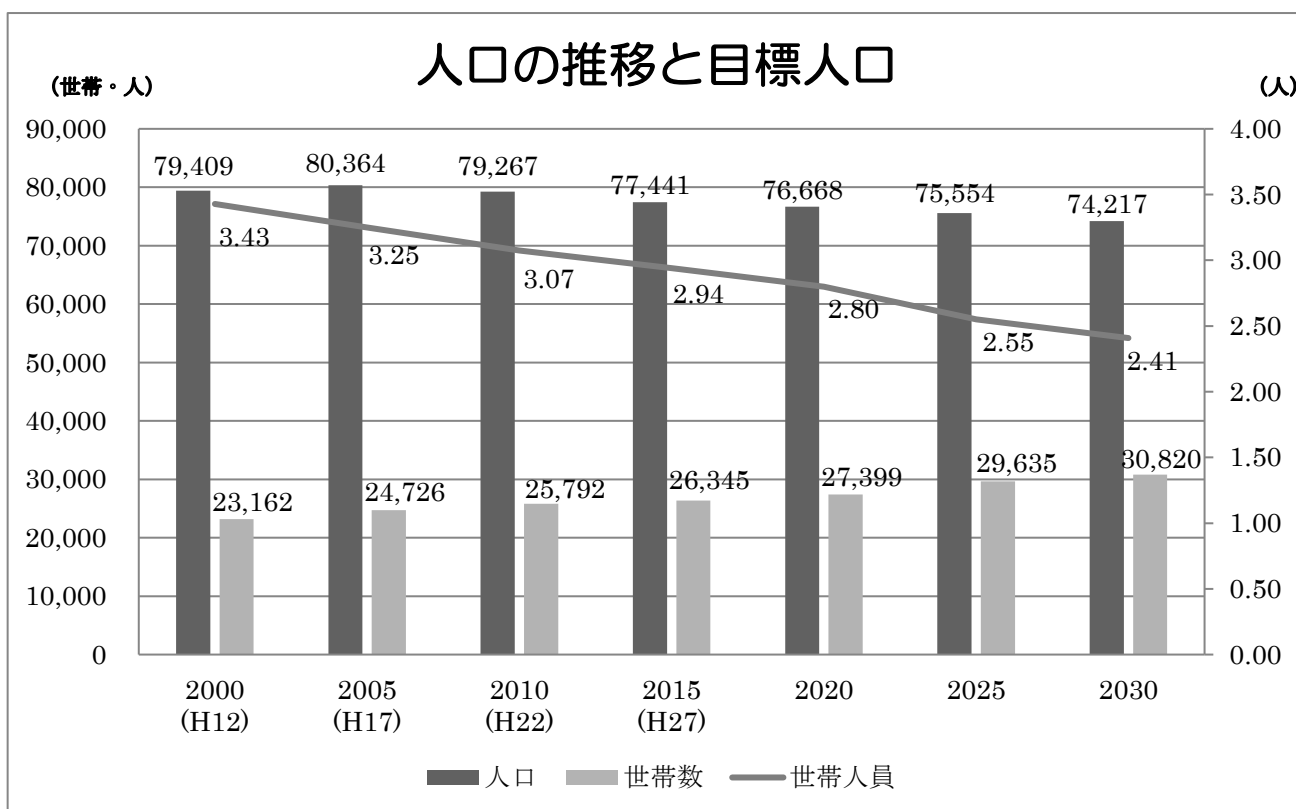
第2章 地域福祉の現状と課題

1 人口の推移と目標人口

(1) 人口・世帯数・一世帯当たり人員の推移と目標人口

本市の総人口は、2005（H17）年の80,364人をピークに減少しており、2015（H27）年の国勢調査では、総人口は77,441人、総世帯数は26,345世帯となっています。

目標人口については、2015（H27）年10月に策定した「須賀川市人口ビジョン」のコーホート要因法（※1）による推計をもとに、基準となる人口を2015（H27）年国勢調査人口に置き換え、時点修正を行い算出したものです。総人口が減少するとともに、総世帯数が年々増加傾向であり、このため一世帯当たり人員は減少しており、今後も核家族化が進んでいくことが予想されます。

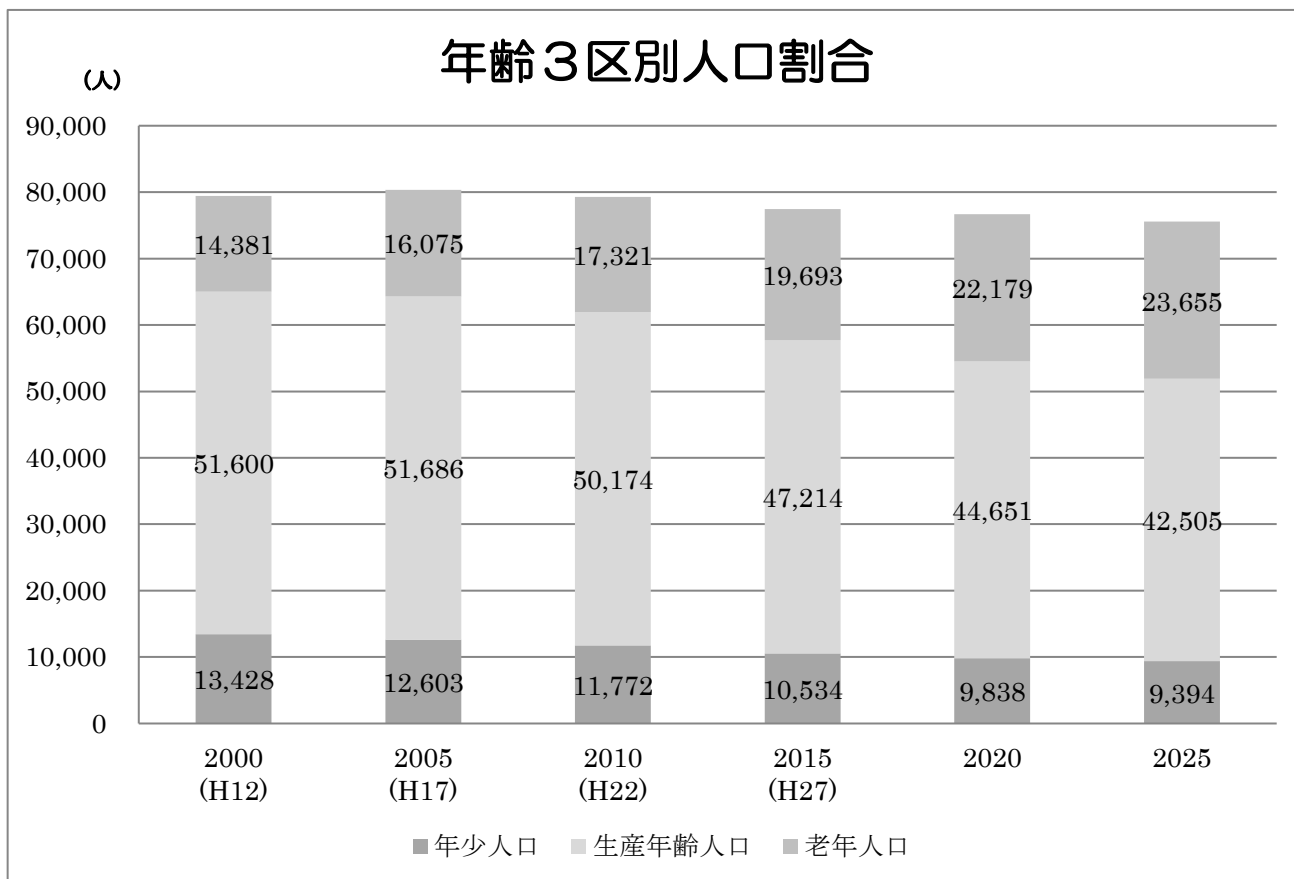


資料：2015（H27）年までは国勢調査の実績値、2020年以降は、人口ビジョンの時点修正後の推計（2000（H12）年は、旧長沼町、旧岩瀬村を含む）

※1 コーホート要因法：同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団ごとに、時間の経過とともに変化する要因（出生・死亡）や人口の純移動（転入・転出）を年次的に追跡し、仮定値を設定して、将来人口を推計する方法。

(2) 年齢3区分(※2)別の人口の推移

年齢3区分別の人口の推移は、2005(H17)年以降、年少人口と生産年齢人口が減少する一方、老年人口は増加しており、少子高齢化が進行しています。今後総人口が減少していく中、老年人口が占める割合が大きくなっていくことで、少子高齢化がさらに加速することが予想されます。



資料：2015(H27)年までは国勢調査の実績値、2020年以降は、人口ビジョンの時点修正後の推計(2000(H12)年は、旧長沼町、旧岩瀬村を含む)

※2 年齢3区分：人口を15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口の3つに区分した年齢構造。

2 高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉等の現状と課題

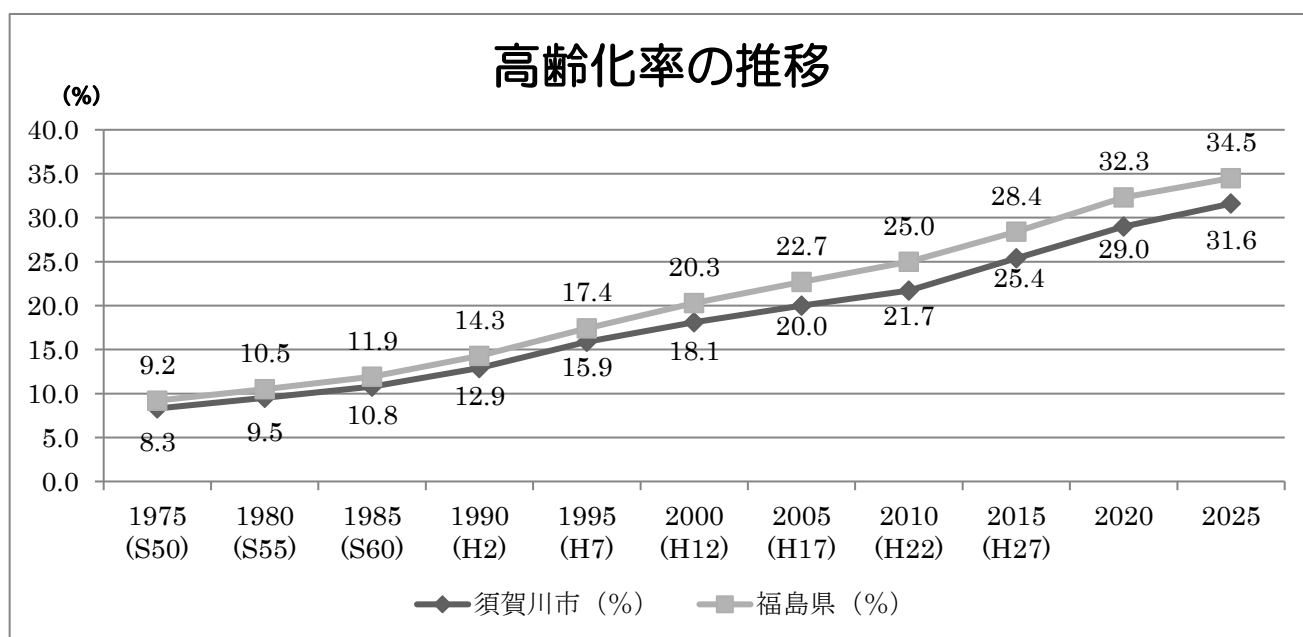
(1) 高齢者福祉の現状と課題

【現状】高齢化が急速に進展する中、2025年には市民の約3人に1人が65歳以上の高齢者となり、一人暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯が一層増加することが見込まれています。また、要介護認定者や認知症のある高齢者の増加などにより、高齢者本人やその家族などが抱える課題なども複雑化・深刻化する傾向にあります。

ア 高齢化率の推移

本市の高齢化率は、合併した2005（H17）年に20.0%となり、2016（H28）年度には26.1%と上昇しており、今後もこの傾向は続くものと予想されます。

高齢化率の今後の推移については、総人口は減少し、65歳以上の高齢者の人口は増加することから、2020年には29.0%と推計されます。

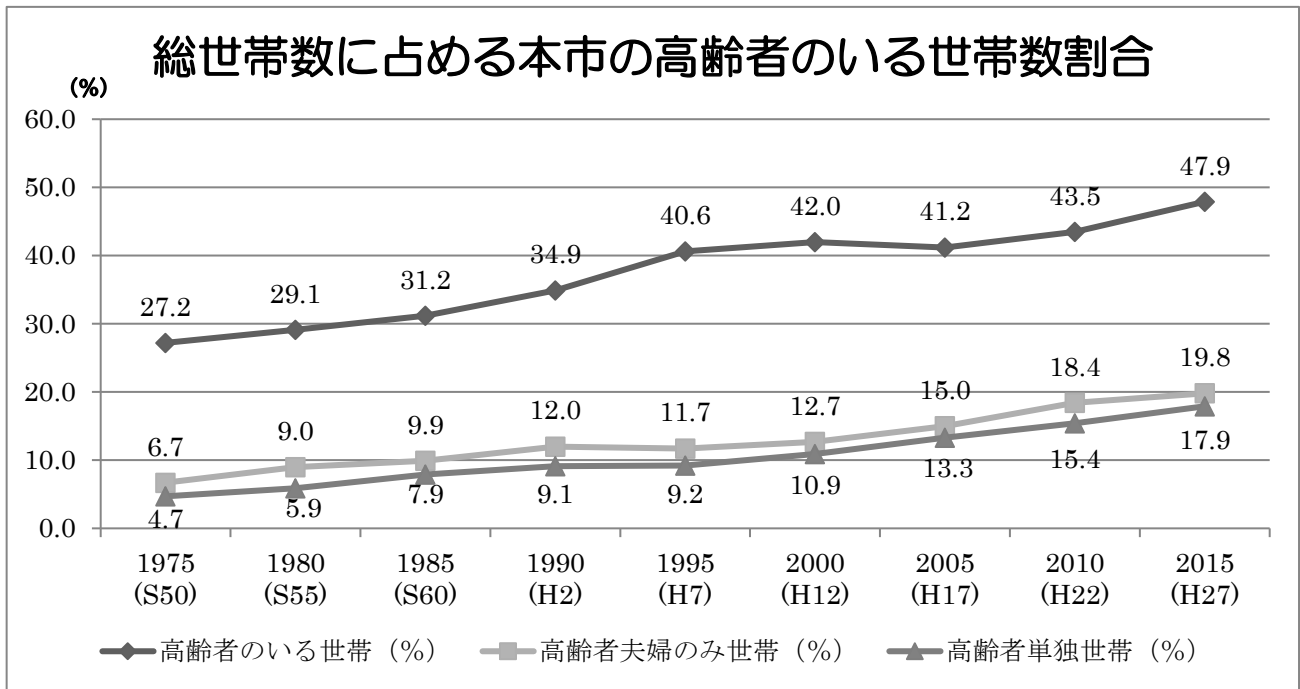


資料：国勢調査 人口推計

イ 高齢者世帯の推移

2000（H12）年と2015（H27）年の国勢調査の世帯数を比較すると、高齢者のいる世帯は29.9%増加（※1）し総世帯数に占める割合は47.9%、高齢者のいる世帯のうち、高齢者夫婦のみの世帯は約1.5倍に増加し、その割合は19.8%、高齢者単独世帯は1.5倍を超えて増加し、その割合は17.9%となっており、高齢化率の上昇に伴い今後も増加傾向が予想されます。

※1 高齢者のいる世帯数 2000（H12）年 9,715世帯 2015（H27）年 12,623世帯 国勢調査

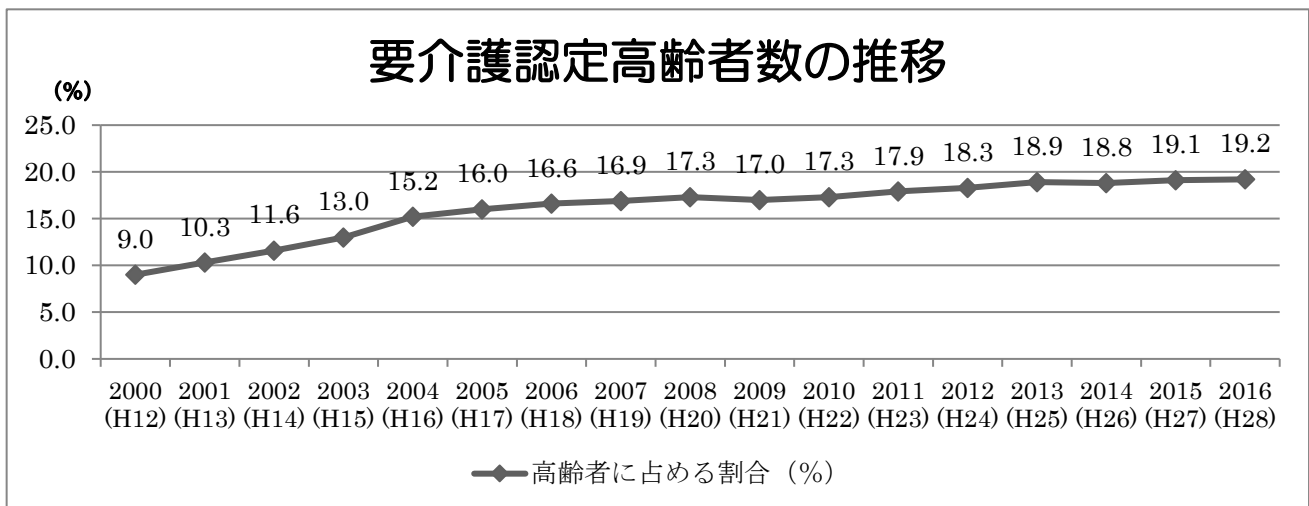


※1995 (H7) 年から旧長沼町、旧岩瀬村含む。

資料：国勢調査

ウ 要介護認定高齢者数の推移

要介護認定者数は、高齢者の人口の増加に伴い年々増加傾向にあり、2016 (H28) 年度では全高齢者数の19.2%となっています。



※旧長沼町、旧岩瀬村含む。資料：住民基本台帳 介護保険事業報告各年10月1日現在

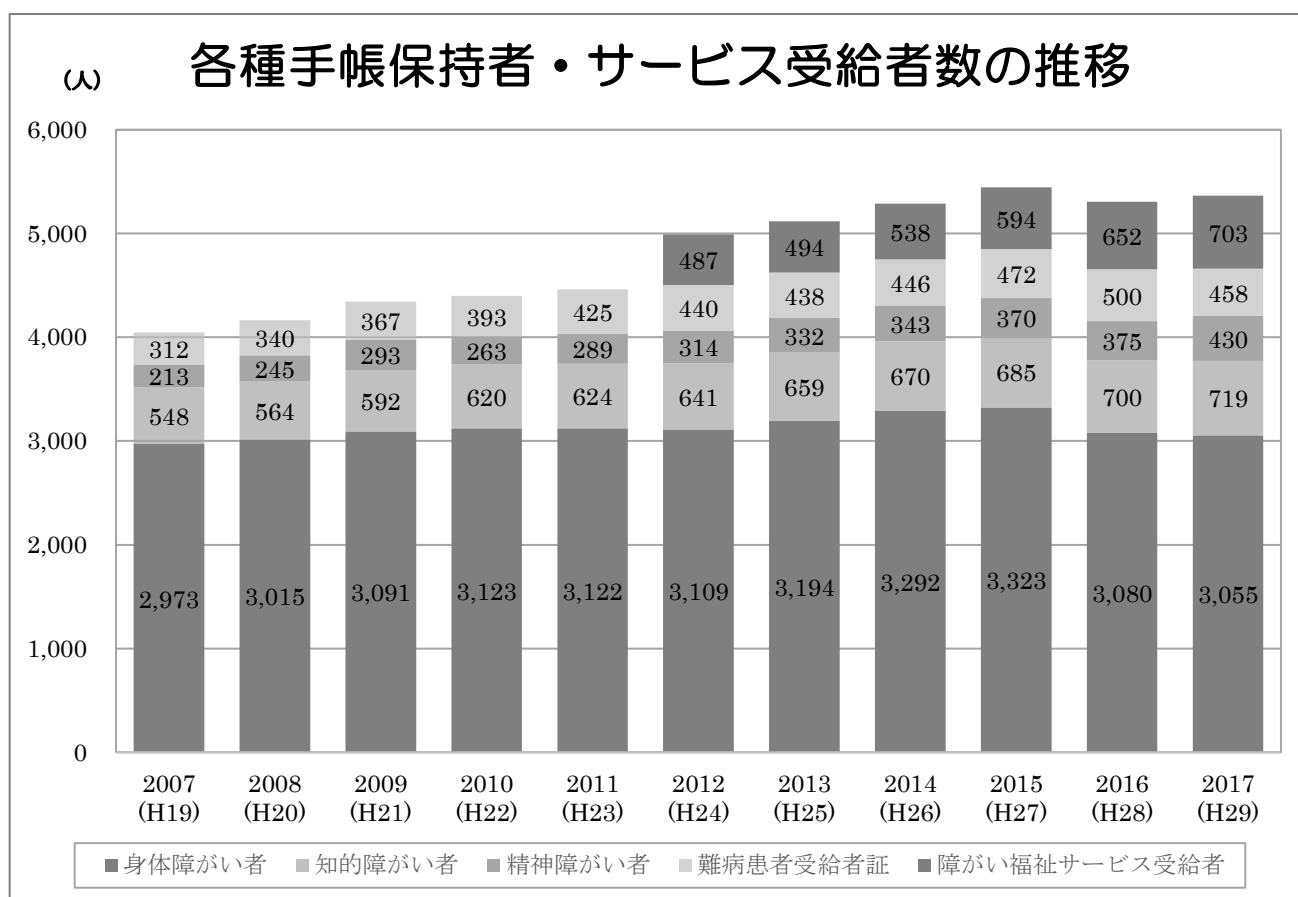
【課題】超高齢社会を迎え、高齢者の生活を支えるためには、既存の高齢者福祉サービスや介護保険サービスだけでは十分ではありません。

高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域において可能な限り暮らし続けられるよう「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」並びに「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。

(2) 障がい福祉の現状と課題

【現状】本市の障がい福祉施策は、「障がいがある人も障がいがない人も、自分が望む地域で、お互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する社会の実現」を基本理念とした「第3次須賀川市障がい者計画」に基づき、行政、事業者、企業、地域及び市民それぞれの役割分担を定め推進しているところです。

障がい別の各種手帳所持者数をみると、2007（H19）年度から2017（H29）年度までの間に、身体障がい者の方は82人（2.8%）増加、知的障がい者の方は171人（31.2%）増加、精神障がい者の方は217人（101.9%）増加、難病患者受給者の方は146人（46.8%）増加しており、障がいの内容を問わず増加傾向にあります。また、障がい福祉サービスを受給している方は216人（44.4%）と大幅に増加しており、障害者総合支援法による各種サービスが確実に浸透し、障がい（児）者の日常生活の自立と社会参加への支援につながっていると考えられます。



資料：市社会福祉課 各年度4月1日現在

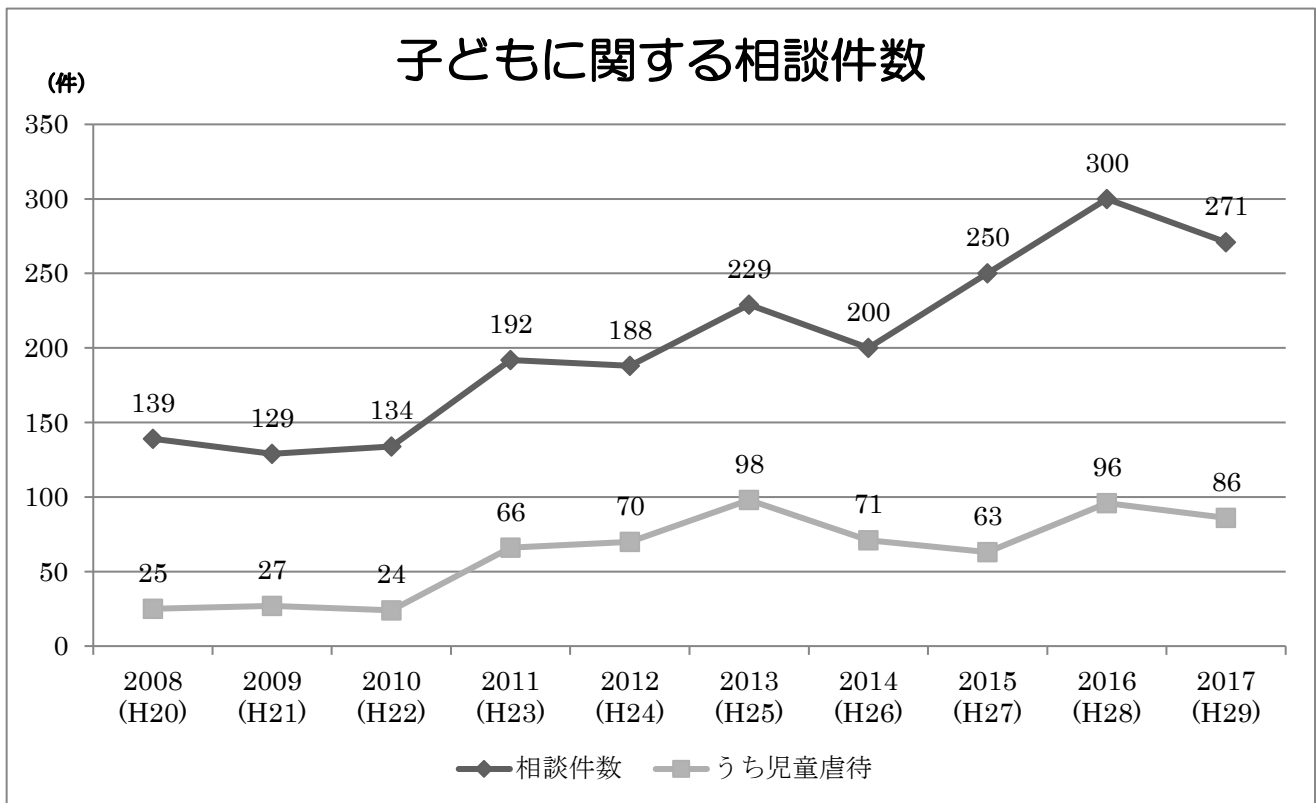
【課題】各種障がい福祉サービスの利用と満足度、悩み事の相談相手や将来への不安、就労に関する課題や必要な支援、地域生活への支援の充実、地域とのかかわり方、災害などの緊急時の対応、ユニバーサルデザインの環境づくりなどがあります。

(3) 児童福祉の現状と課題

【現状】核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化、女性就業率の増加など様々な要因により、子育て環境が変化しています。また、児童虐待や子どもの貧困などが社会問題となるなど、憂慮すべき現状にあります。

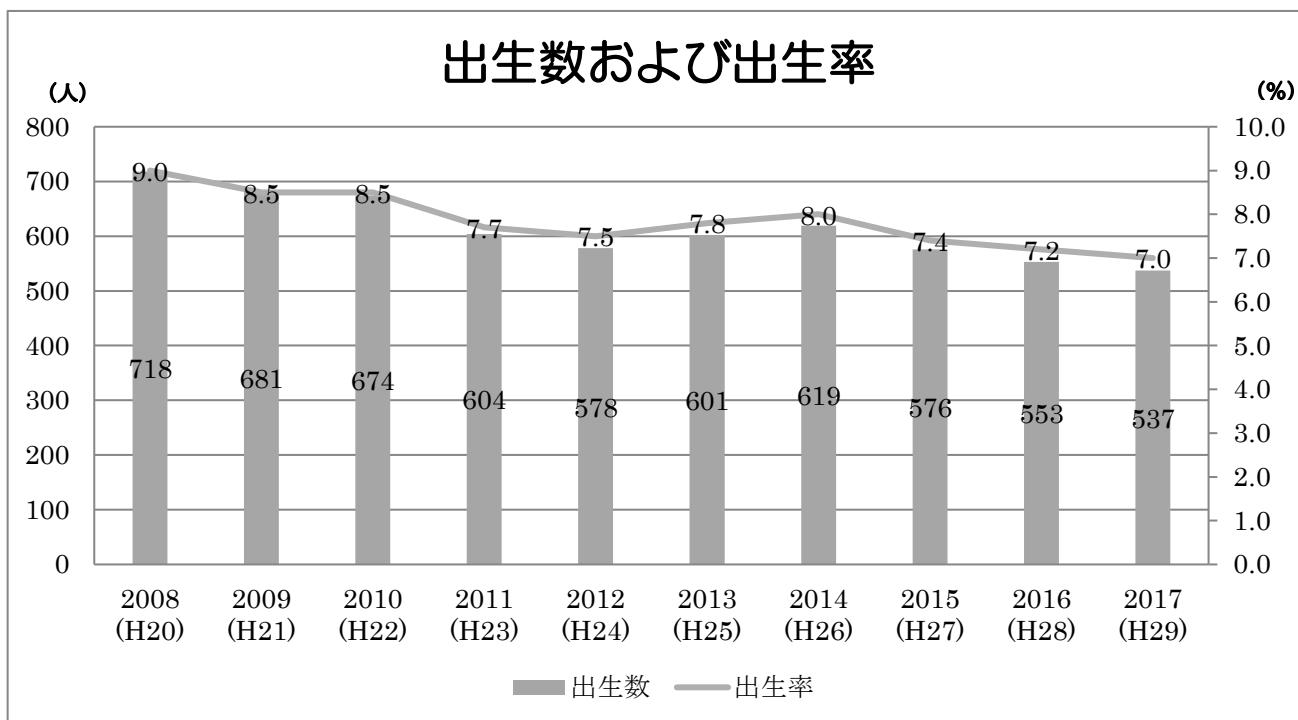
本市の子育てに関する相談件数は、2012（H24）年度と2016（H28）年度を比較すると、112件（59.6%）の増加、うち児童虐待に関しては26件（37.1%）の増加と大幅に増えており、子育てに関する不安や孤立感を持つ親が増加していることが影響していると考えられます。

また、本市の出生率をみるとゆるやかに減少傾向にあり、出生者数が減少し少子化が進んでいます。



資料：市こども課 各年度末現在





資料：人口動態統計の概況（福島県） 各年次 出生率は人口1,000人あたり
 【課題】妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援や、子育てに関する不安や孤立感に対する相談体制の充実等、安心して子どもを産み育てられる環境の整備が求められています。

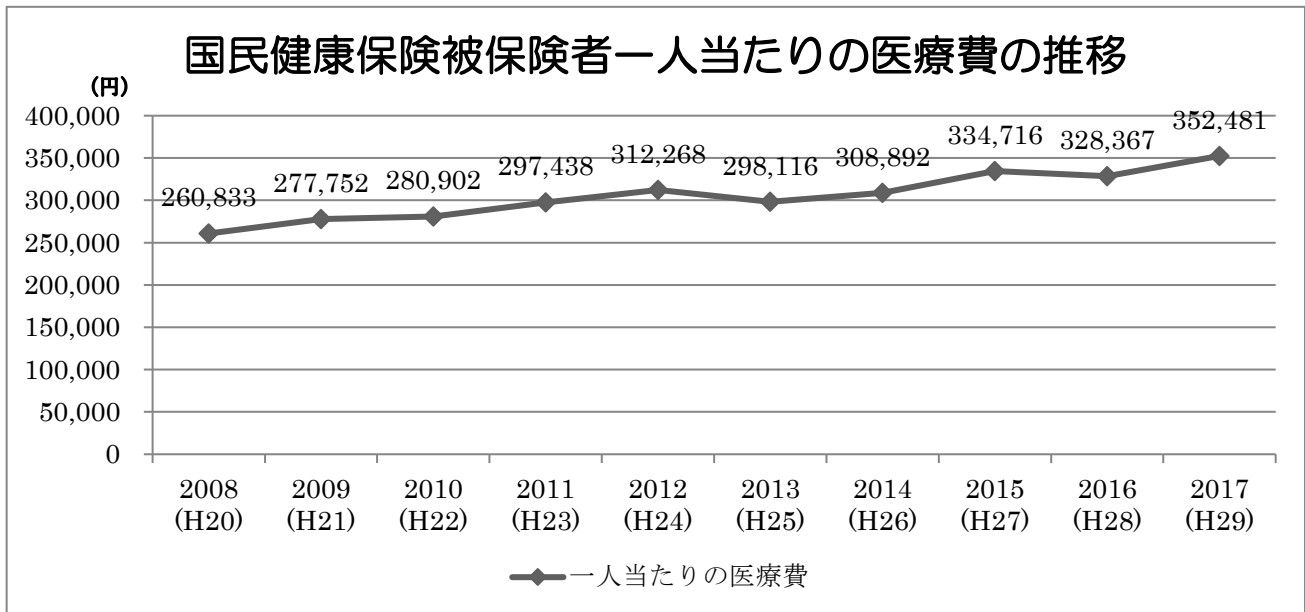
（４）医療の現状と課題

【現状】全国的に少子高齢化が進行し、医療を支える専門職の人材不足は深刻な問題となっています。本市においても医師不足が叫ばれており、地域医療体制の確保が難しい状況にあります。また、医師の偏在や高齢化などにより、救急医療体制の維持も難しくなっています。

充実した地域医療体制を確保するためには、医療機関や市民との協力により医師の招へい・医師の負担軽減に努めることや、救急医療体制を維持・充実できるよう市内医療機関を支援することも重要となってきます。

また、国民健康保険や後期高齢者医療制度の財政状況は、医療技術の進歩などにより医療費が増加傾向にあることや、経済情勢の低迷も相まって被保険者の負担力が低下しているため、大変厳しい状況にあります。

2018（H30）年度からは、国保制度改革により国民健康保険が広域化されたため、国保財政の一層の安定化を図り、引き続き国民皆保険制度への理解と、医療機関の適正受診を促していきます。



資料：市保険年金課 各年度2月末までの医療費

【課題】産科および小児科などの医師確保、休日夜間における診療体制の充実、被保険者の国民健康保険財政への理解と適正な受診などがあります。

(5) 健康に関する現状と課題

【現状】健康で安心して生活するためには、日頃から適正な食事、運動不足の解消、ストレスを軽減するといった健康的な生活習慣づくりを行い、生活習慣病を予防する対策が必要です。

このため、健康寿命の延伸や生活の質の向上、壮年期死亡の減少を図るためライフステージに応じて健康課題を的確に把握し、個人が主体的に取り組む健康づくり活動を支援することが、不可欠です。

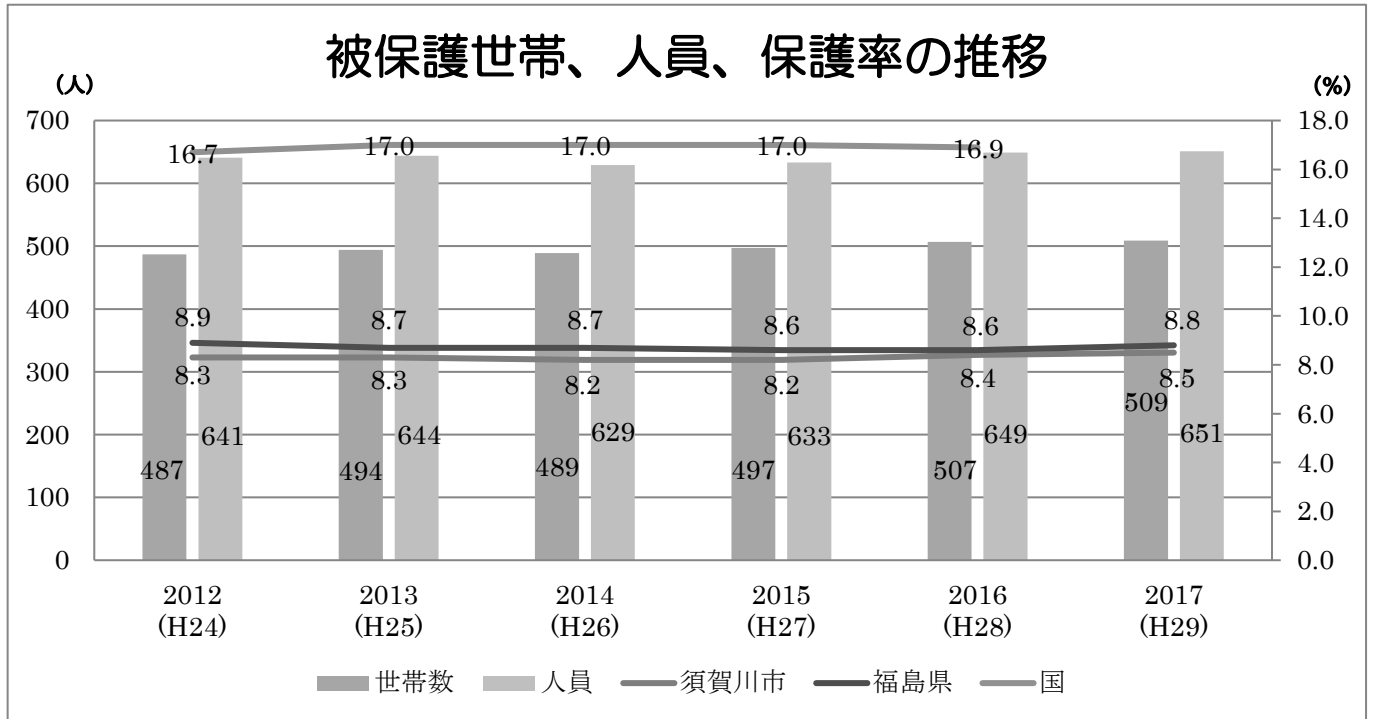
また、健康相談や訪問指導などの保健活動や、医療機関での診療・治療などを通じて適切な支援につながるよう、保健活動と医療サービスとの連携も不可欠です。

【課題】より一層、各健（検）診の受診しやすい環境づくりや、健康づくりに関する情報提供や啓発活動を推進するなど、生涯を通しての健康づくりの推進が求められています。

(6) 生活保護の現状と課題

【現状】生活保護は、生活に困窮している国民に対し、憲法に規定される生存権の保障を実現するため制定されたもので、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。

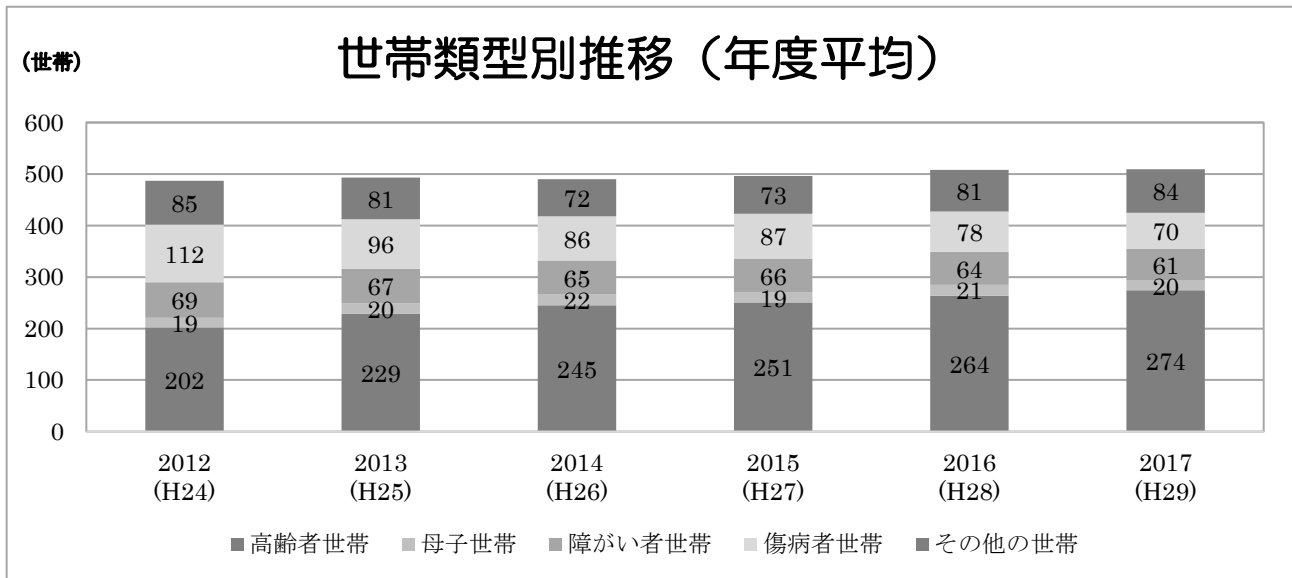
本市の生活保護世帯数は、1997（H9）年度から一貫して増加傾向が続いてきました。特に、2008（H20）年度後半の世界的な経済危機以降は、雇用環境の悪化を主な要因として著しい伸びを示しました。東日本大震災後は義援金などの受領による保護廃止などによりやや減少傾向に転じましたが、2012（H24）年度以降は高齢化の進展などにより増加傾向となっています。



資料：市社会福祉課

世帯類型別で見ると、高齢者世帯、母子世帯、障がい者世帯、傷病者世帯、その他の世帯のうち、高齢者世帯が増加しています。





資料：市社会福祉課

【課題】非正規雇用の労働者や年収200万円以下の給与所得者など、生活にリスクの高い層が増加しており、生活保護受給に至る前の段階にある生活困窮者の就労・自立の促進を図ることが求められています。

3 自治会・ボランティア活動等の現状と課題

(1) 自治会の現状と課題

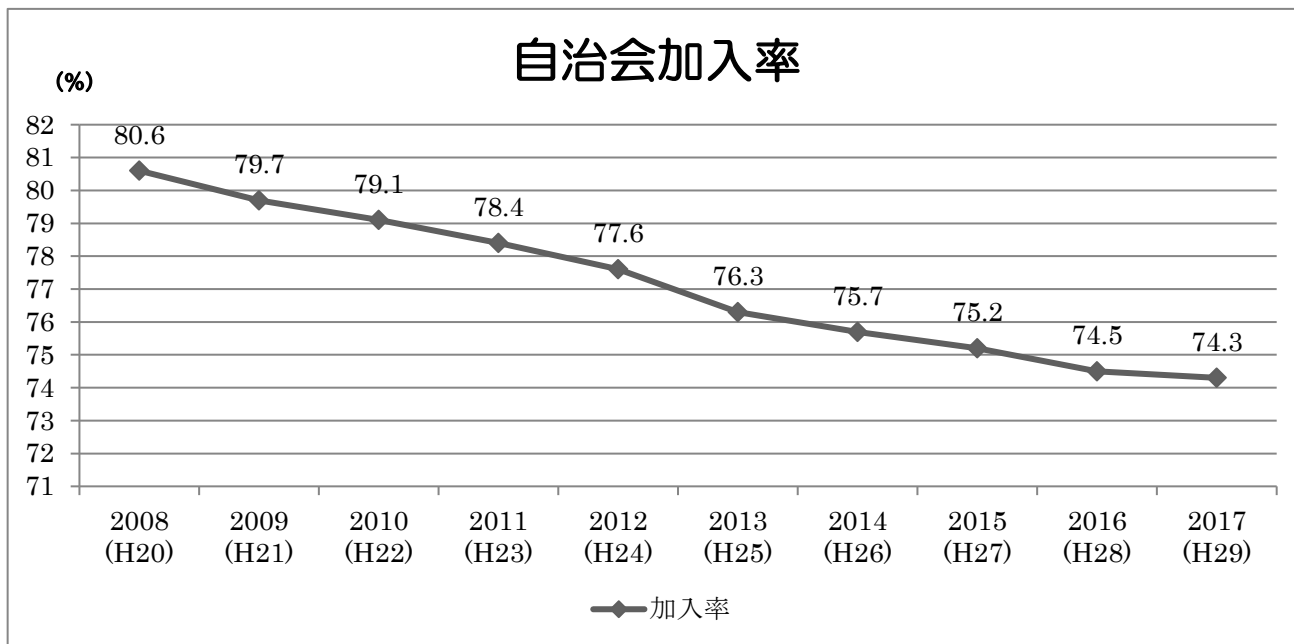
【現状】個人のライフスタイルが多様化する中で、地縁的なつながりは徐々に希薄化しています。

本市の自治会加入率は、アパートやマンションなどの集合住宅に住む単身世帯や核家族世帯の増加により、減少傾向にあります。

地域福祉を推進するうえでは、住民と行政の協働による取り組みや、住民同士の協力体制は不可欠な要素となります。

地域住民すべてが福祉サービスの受け手であると同時に、福祉活動の担い手であるということ認識し、市社会福祉協議会などの関係団体と協力しながら、自治会など地縁を中心とした組織、ボランティア、NPOなどの市民活動への参加がしやすくなる仕組みづくりを推進する必要があります。

また、地域福祉活動に関心があるものの、活動への参加が難しいという人を含め、ひとりでも多くの住民が地域活動に取り組むことができる受け皿を整備し、活動の活性化を図ることが必要です。

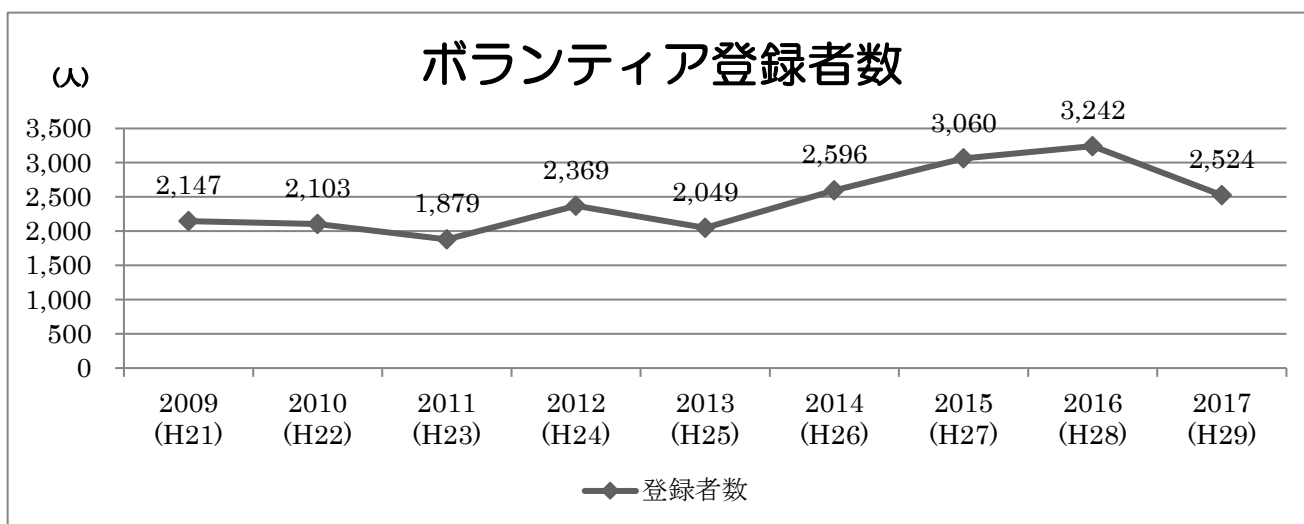


資料：市生活課 各年度4月1日現在

【課題】自治会活動への参加促進、自治会役員の固定化および高齢化の解消、地域活動の重要な場である集会施設の老朽化などがあります。

(2) ボランティア活動の現状と課題

【現状】地域福祉の大きな役割を担うボランティアについては、東日本大震災を機に登録者数が増加している一方で、活動の維持が困難な団体も多い状況です。



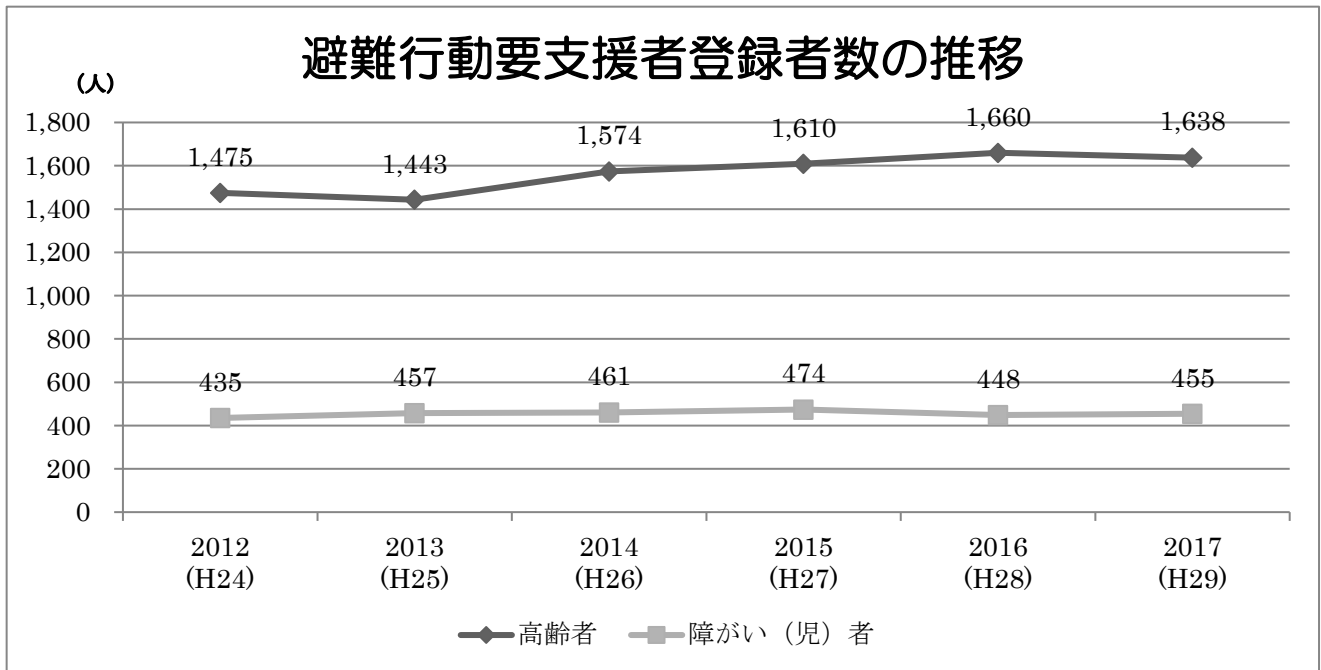
資料：市社会福祉協議会 各年度末現在

【課題】今後も、関係機関と連携を図り、市民が参加しやすい体制づくりやボランティア団体などの育成支援に努める必要があります。

(3) 災害時避難行動要支援者支援活動の現状と課題

【現状】災害時や緊急時においては、高齢者や障がい（児）者などは情報の入手や自力での避難が困難なことから、被害が拡大しやすくなります。

避難行動要支援者に対して、適切な情報を迅速に伝える方法を整備するとともに、避難支援対策の強化が必要になっています。



資料：市社会福祉課・長寿福祉課

【課題】災害時や緊急時における国・県等の関係機関や、町内会・行政区等との連携体制強化や地域における避難行動要支援者への支援体制の構築することが求められています。

4 地域福祉施策の進捗状況

(1) 須賀川市における事業評価

須賀川市の事業評価については、2013（H25）年度から2017（H29）年度までの5年間を計画期間とした須賀川市第7次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン2013」（以下、「総合計画」と表記します。）に基づくまちづくりの成果を行政評価の手法により、目標値の達成度を評価し、2017（H29）年度の事業評価を2018（H30）年12月に「須賀川市まちづくり報告書（須賀川市第7次総合計画実績報告）平成29年度実績」として公表しています。

事業評価にあたっては、「目的と成果の見える化」という行政評価の手法を導入し、限られた経営資源の中で、効果的かつ効率的なまちづくりを進めるため、事業の成果を定期的、組織的、客観的に見直し、具体的なデータを示すとともに、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）の4つの視点を循環させるマネジメントサイクル（PDCA サイクル）を確立し、継続的に計画（Plan）の有効性を検証し、実施（Do）の改善を行う仕組みを取り入れています。

評価項目は、総合計画における将来都市像を実現するためのまちづくりに必要な5分野、それに連結する15の政策、それに連結する42の施策（評価は44施策）、それに連結する134の基本事項、基本事項の目的を具体化する事務事業、という階層的な体系により設定しています。

2017（H29）年度の評価については、44の施策の成果動向については向上が30.9%、横ばいが11.8%、低下が11.8%となっており、234の成果指標については向上が48.3%、横ばいが14.1%、低下が15.8%となっています。

（2）須賀川市地域福祉計画に関する市民意識アンケート調査の結果概要

市民意識アンケート調査の結果概要① 経年変化（前回H19→今回H30）			
世帯状況	H19調査結果	H30調査結果	増減
一人暮らし世帯	5.4%	8.6%	+3.2㊦
夫婦のみの世帯	17.5%	21.1%	+3.6㊦
親子2世代世帯	35.2%	43.2%	+8.0㊦
3世代世帯	35.3%	19.2%	-16.1㊦
●一人暮らし世帯の多い地区	①旧市内 12.3%	②長沼 10.5%	③浜田 8.3%
●夫婦のみの世帯の多い地区	①旧市内 28.1%	②小塩江 25.6%	③西袋 22.5%
●親子2世代世帯の多い地区	①西袋 54.9%	②稲田 54.6%	③長沼 44.8%
●3世代世帯の多い地区	①大東 47.9%	②浜田 33.3%	③稲田 30.3%
須賀川市の住みやすさ			
住みやすい・まあ住みやすい	68.3%	70.1%	+1.8㊦
住みにくい・やや住みにくい	8.0%	6.9%	-1.1㊦
●住みやすい・まあ住みやすいの多い地区順	①浜田 79.2%	②旧市内 76.6%	③西袋 75.5%
	④岩瀬 65.6%	⑤仁井田 65.2%	⑥稲田 63.7%
	⑦大東 60.4%	⑧小塩江 58.9%	⑨長沼 52.6%
●住みにくい・やや住みにくいが多い地区	①小塩江 12.8%	②岩瀬 12.5%	③仁井田 12.1%
暮らしや環境についての満足度（満足、やや満足の合計で高い選択肢3つ）			
公園や花など自然豊かな環境	58.1%	60.5%	+2.4㊦
子どもが元気に成長できる環境	58.3%	54.0%	-4.3㊦
青少年が健全に育つ環境	46.7%	47.0%	+0.3㊦

暮らしや環境についての満足度（不満、やや不満の合計で高い選択肢3つ）

日常生活を支える買物や交通の利便性	29.5%	25.0%	-4.5割
急な病気やけがに対する救急医療体制	24.8%	19.8%	-5.0割
暮らしを支える働き場所に恵まれた環境	31.2%	19.0%	-12.2割

●日常生活を支える買物や交通の利便性の不満が多い地区順

①仁井田 40.9% ②岩瀬 40.6% ③小塩江 38.5% ④稲田 36.4% ⑤大東 31.3%
⑥長沼 26.4% ⑦浜田 20.9% ⑧旧市内 15.8% ⑨西袋 15.7%

●急な病気やけがに対する救急医療体制の不満が多い地区順

①長沼 31.5% ②小塩江 30.8% ③大東 29.2% ④岩瀬 26.6% ⑤仁井田・西袋・旧市内
16.6% ⑧稲田 15.2% ⑨浜田 12.5%

●暮らしを支える働き場所に恵まれた環境の不満が多い地区順

①長沼 31.6% ②岩瀬 29.7% ③小塩江 28.2% ④大東 27.1% ⑤稲田 18.2%
⑥仁井田 16.6% ⑦旧市内 14.9% ⑧西袋 14.7% ⑨浜田 12.5%

●住民が利用しやすい施設の整った環境の不満が多い地区順

①大東 31.3% ②長沼 29.0% ③稲田 27.3% ④岩瀬 26.5% ⑤小塩江 25.6%
⑥仁井田 19.7% ⑦西袋 13.7% ⑧旧市内 13.2% ⑨浜田 12.5%

●防災や防犯に対する支援や組織体制の不満が多い地区順

①大東 18.7% ②岩瀬 14.1% ③長沼 13.2% ④浜田 12.5% ⑤仁井田 10.6%
⑥旧市内・小塩江 10.3% ⑧稲田 9.1% ⑨西袋 8.8%

●障がいがあっても安心して暮らせる環境の不満が多い地区順

①大東 22.9% ②仁井田 19.7% ③岩瀬 17.2% ④長沼 15.8% ⑤小塩江 15.4%
⑥浜田 12.5% ⑦稲田 12.2% ⑧西袋 10.8% ⑨旧市内 8.5%

市民意識アンケート調査の結果概要② ご近所との関係と地域活動について

Q：あなたは、ご近所の方とどの程度の付き合いがありますか。

A：「困ったときに助け合える関係」から「あいさつを交わす」までで89.8%が何らかの付き合いがある。

●結果が高い地区 ①岩瀬 96.8% ②大東 95.9% ③長沼 94.7%・・・⑨西袋 88.2%

Q：ご近所とのつきあいを今後広げたり、関わりを深めたいと思いますか。

A：「今のままでよい」がそれぞれ84.0%と84.6%となっている。

Q：ご近所との関わりで今後大切になるものは何ですか。（複数回答）

A：「挨拶など人と人とのふれあい」が63.6%、「困ったときの助け合い」が37.8%、「防犯活動や災害時の助け合い」が35.5%、「高齢者の見守りや生きがづくり」が31.1%となっている。

Q：住んでいる地域にある問題や課題は何ですか。（複数回答）

A：「交通が不便である」が28.2%、「買い物が不便である」が28.1%、「安心できる子どもの遊び場が少ない」が23.4%「世代間の交流が少ない」が22.1%、「隣近所との交流が少ない」が21.5%となっている。

Q：地区の催しや行事に参加していますか。

A：「よく・たまに参加する」が51.0%、「ほとんど・全く参加しない」が47.7%となっている。

●「よく・たまに参加する」人が多い地区順

①岩瀬 68.8% ②大東 66.7% ③浜田 62.5% ④長沼 57.9% ⑤小塩江 53.8%
⑥西袋 49.0% ⑦稲田・仁井田 45.5% ⑨旧市内 44.7%

Q：参加している地区の催しと参加しない理由は何ですか。（複数回答）

A：参加行事は「清掃等活動」が53.3%、「祭りや運動会」が52.7%、「町内会（区）活動」が50.3%、参加しない理由は「時間がない」が37.7%、「参加したい行事がない」が32.6%、「行事を知らない」が28.8%となっている。

Q：住んでいる地域をどのような地域にしていきたいですか。（複数回答）

A：「若い世代にとって魅力のある地域」が42.9%、「福祉が充実した地域」が41.8%、「お金のかからない住みやすい地域」が38.2%、「子育て支援が充実した地域」が30.2%となっている。

Q：地域活動（ボランティア等）に参加していますか。

A：「参加したことがない」が51.5%、「年に1～数回参加している」が18.6%、「以前に参加したことがある」が18.4%となっている。

●「参加したことがない」が多い地区順

①浜田 66.7% ②小塩江 61.5% ③旧市内 55.3% ④大東 54.2% ⑤稲田 51.5%
⑥西袋 49.0% ⑦仁井田 45.5% ⑧長沼 44.7% ⑨岩瀬 35.9%

Q：どのような活動をしましたか。（複数回答）

A：「環境美化に関する活動」が55.5%、「高齢者に関する活動」が18.9%、「スポーツ活動に関する活動」が14.6%、「防災や防犯等に関するボランティア活動」が14.0%となっている。

Q：地域活動に参加する中で、困ったことや苦労したことはありますか。（複数回答）

A：「一緒に活動する参加者が少ない」が31.7%、「特に困ったことはない」が37.2%となっている。

Q：今後、地域活動に参加したいと思いますか。

A：「できれば参加したい」が32.9%、「参加できない」が26.0%、「あまり参加したくない」が22.5%、「参加したくない」が6.6%となっている。

Q：どんな地域活動に参加したいか、また、参加しない理由は何ですか。（複数回答）

A：参加したい活動は「環境美化に関する活動」が46.0%、「高齢者に関する活動」が33.7%、「文化芸術に関する活動」と「スポーツ活動に関する活動」が24.2%となっている。参加しない理由は、「時間がない」が39.5%、「体力的に参加することが難しい」が35.1%、「自分の趣味や自由な時間を優先したい」が26.8%、「興味の持てる活動分野が見つからない」が15.9%となっている。

市民意識アンケート調査の結果概要③ 福祉サービス全般について

Q：福祉サービスに関する情報をどの程度入手できると感じていますか。

A：「充分・ある程度入手できている」が28.1%、「あまり・ほとんど入手できていない」が47.2%、「わからない」が18.9%となっている。

●「充分・ある程度入手できている」が多い地区順

①稲田 42.4% ②岩瀬 35.9% ③浜田 37.7% ④仁井田・大東 33.3% ⑥西袋 27.5%
⑦旧市内 25.1% ⑧長沼 21.1% ⑨小塩江 12.9%

Q：福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。（複数回答）

A：「市役所窓口や広報誌」が44.7%、「地域の回覧板」が32.9%、以外はそれぞれ15%以内となっている。

Q：居住地区の担当民生委員・児童委員を知っていますか。

A：「知っている」が38.7%、「知らない」が57.9%となっている。

●担当民生委員・児童委員を「知っている」が多い地区順

①浜田 58.3% ②岩瀬 53.1% ③稲田 48.5% ④長沼 47.4% ⑤大東 43.8%
⑥小塩江 43.6% ⑦仁井田 40.9% ⑧旧市内 35.7% ⑨西袋 21.6%

Q：地域で生活するうえで不足していると思う福祉サービスは何ですか。（複数回答）

A：「高齢者に関するサービス」が36.7%で最も高く、次いで「子育てに関するサービス」が21.9%、「障がい者に関するサービス」が19.0%、「防災や防犯、交通安全等に関する支援」が16.3%、「保健に関するサービス」が14.4%となっている。

Q：今後、地域福祉を進めるためにどのような施策に取り組むべきと思いますか。（複数回答）

A：「医療サービス体制の充実」が39.6%で最も高く、次いで「高齢者の在宅生活支援」が32.2%、「健康づくり事業の充実」が22.2%、「子育て支援体制の充実」と「福祉サービスに関する情報の充実」が21.3%となっている。

Q：各制度ごとに専門の相談窓口を設置していますが知っていますか。（複数回答）

A：「よく知っている」と「知っている」を合わせると、「地域包括支援センター」が35.4%、「相談支援事業所」が17.0%、「自立相談支援窓口」が14.2%、「子育て支援センター」が27.2%となっている。

市民意識アンケート調査の結果概要④ 「ひきこもり」について

Q：家族の中に、「ひきこもり」の人はいますか。

A：「いる」が2.9%、26,345世帯（H27国勢調査における総世帯数）×2.9%＝764人以上（世帯）が、推定される須賀川市の「ひきこもり」状態にある人数となる。

Q：「ひきこもり」の人の年齢と性別

A：「30～34歳」が25.0%、「20～24歳」「45～49歳」「61～70歳」がそれぞれ15.0%、「男性」が55.0%、「女性」が35.0%となっている。

Q：「ひきこもり」の状態になってから、どれくらい経ちますか。

A：「5年以上」が45.0%と最も多く、次いで「1年以上～3年未満」20.0%、「3年以上～5年未満」が15.0%となっており、1年以上「ひきこもり」の状態にある人が80.0%となっている。

Q：「ひきこもり」から脱却するために必要な福祉サービスは何ですか。

A：「ひきこもりを専門とする相談支援員による支援」と「専門的な医療スタッフによる支援」がともに25.0%となっているが、「わからない」が35.0%と最も多い。

市民意識アンケート調査の結果概要⑤ 「貧困」について

Q：あなたの世帯は生活困窮世帯ですか、また、その原因は何ですか。

A：「生活困窮世帯である」が6.2%、「生活困窮世帯ではない」が75.7%となっている。生活困窮の原因については、「借金」が34.1%と最も多く、次いで「病気・障がい」が26.8%、「離職」24.4%、「家族の介護」が9.8%となっている。

Q：生活困窮状態から脱却するために必要な福祉サービスは何ですか。

A：「収入を安定させるための就労支援」が39.0%と最も多く、次いで「緊急的な金銭や食料品の支給等の公的支援」が22.0%、「借金整理のための弁護士等による法的支援」17.1%、「生活保護」が17.1%となっている。

市民意識アンケート調査の結果概要⑤ 災害時の対応について

Q：自主防災組織は必要ですか、また、地域での防災訓練に参加しますか。

A：自主防災組織の必要性については「はい」が68.3%、「いいえ」が3.6%、地域での防災訓練の参加意向については、「はい」が52.7%、「いいえ」が11.3%となっている。

●自主防災組織の必要性について「はい」が高い地区順

- ①大東 77.1% ②岩瀬 76.6% ③仁井田 75.8% ④長沼 71.1% ⑤稲田 69.7%
⑥浜田・小塩江 66.7% ⑧西袋 65.7% ⑨旧市内 63.4%

●地域での防災訓練に参加について「はい」が高い地区順

- ①大東 64.6% ②仁井田 62.1% ③長沼 60.5% ④浜田 58.3% ⑤稲田 54.5%
⑥西袋 52.9% ⑦岩瀬 51.6% ⑧小塩江 48.7% ⑨旧市内 47.2%

Q：災害などの緊急時に、避難誘導などの手助けは必要ですか、また、それを頼める人はいますか。

A：緊急時の避難誘導などの必要性については「はい」が21.6%、その人のうち手助けを頼める人が「いる」が50.3%、「いない」が35.7%となっている。

●災害時に支援が必要な人で、手助けを頼める人が「いる」が高い地区順

- ①稲田 75.0% ②岩瀬 66.7% ③大東 64.3% ④浜田 60.0% ⑤旧市内 54.0%
⑥仁井田 36.4% ⑦長沼 30.0% ⑧小塩江 28.6% ⑨西袋 26.3%

地域福祉に関する市民意識アンケート調査から抽出した地域の課題等

